

法テラス香川の連携の「いま」

法テラス香川法律事務所



香川県弁護士会会員
狩野 雅史
Kanou, Masashi

1 はじめに

第44回のスタッフ弁護士奮闘記では、「法テラス香川の連携のあゆみ」と題し、2014年10月当時の法テラス香川での取組内容が紹介されました。その内容は、主に関係機関との連携にスポットを当て、歴代の法テラス香川のスタッフ弁護士の活動を報告するものでした。

現在、香川県でも登録弁護士数が増加し、民事法律扶助事件、国選弁護事件の担い手も増えています。実際にスタッフ弁護士が扱う業務は、民事事件（一般民事、債務整理、家事）や国選弁護事件（被疑者、第一審、控訴審）であり、一般の契約弁護士の方と変わりはありません。この意味では、スタッフ弁護士の必要性は減少しているかもしれません。

しかし、現在の法テラス香川でのスタッフ弁護士の活動を見ていくと、香川県においても、スタッフ弁護士が果たすべき役割は、まだあると考えています。

私からは、第44回のスタッフ弁護士奮闘記で紹介した取組の現在の状況、そこから発展してきた新たな取組について、法テラス香川の連携の「いま」をご紹介します。

2 今までの取組の現状

歴代の法テラス香川のスタッフ

弁護士は、関係機関との連携活動を行い、広げてきました。私は、2017年1月に法テラス香川へ赴任しました。赴任当時、私は、関係機関の方々と関係性の強さに驚きました。

まず、香川県弁護士会には、スタッフ弁護士や元スタッフ弁護士が開催に関わっている各種勉強会がたくさんありました。これらの勉強会には、弁護士以外の関係機関の方々も参加されており、知見を深めることができる貴重な場となっています。

法テラス香川が主催している再犯防止に関する勉強会もそういった貴重な場の1つです。現在の参加者は2014年ころよりも増え、障害者支援の方々、更生保護関係の方々、報道機関の方々、医療関係者の方々も参加されています。この勉強会では再犯防止を目的として関係機関の方々が顔の見える関係を作っています。そして、再犯防止に関する様々な知見を深めるとともに、実際の事件でも協力し合うことのできるネットワークが作られています。実際、私も、この勉強会を通じて知り合った方々に、刑事事件での依頼者支援をお願いすることが多々あります。

香川ダルク支援会にも、元スタッフ弁護士とともに現役のスタッフ弁護士が参加しています。

他の支援会参加者とともに、香川ダルクの運営等について定期的な話し合いをしています。香川ダルクも、依存症をもつ依頼者の刑事事件を担当する上では欠かせない存在です。

2週間に1度、高松刑務所で仮釈放予定者を対象に行われる釈放前指導も継続して行っています。再び罪を犯してしまう方の中には、法的問題が一因となっている方もいます。そういった方々を含め、再び罪を犯す前に相談するところがあるということを知ってもらうため、法テラスの利用方法等について、具体例を利用しながらお話ししています。実際に、釈放前指導を聞いたという方からの相談を受けることもあり、微力ながら再犯防止に役立っていると感じています。

関係機関からの直接の問い合わせに対し、スタッフ弁護士が情報提供を行うという取組も継続的に行っています。関係機関の方々が支援している方に関するお困りごとについて、スタッフ弁護士が情報提供を行うというものです。問い合わせへの対応の中で、法律相談や出張相談を紹介することや、ケース会議への参加を行うこともあります。

3 新たな取組

このような関係機関との連携を基礎にして、法テラス香川では、いくつかの新たな取組をはじめています。

特に力を入れているのは、生活困窮者支援です。具体的には、スタッフ弁護士が、高松市の生活困窮者自立支援事業支援調整会議へ参加しています。会議は1か月に1回開催されています。また、さぬき市で不定期に開催される支援調整会議にも参加しています。このような関係もあり、生活困窮者支援に関わる関係機関の方から、法テラス香川への相談依頼も増えています。一方で、スタッフ弁護士から、生活に困窮した依頼者や相談者を自治体の自立相談支援窓口案内することもあり、双方での連携ができつつあります。

また、生活困窮者支援を行う有志の方々（香川県社会福祉協議会、高松市社会福祉協議会、医療機関所属の医療ソーシャルワーカー、自治体担当者、報道機関等）との勉強会にスタッフ弁護士も参加しています。生活困窮者支援に関する問題意識を共有し、各種制度についての知見を深めるために役立っています。

事件処理をしていて感じるのは、債務整理をただけでは生活再建につながらないのではないかと思う方がたくさんいるということです。そう感じる理由は様々ですが、個別の問題状況を福祉機関の方々が支援して下さることで、その人の生きづらさの解決につながると思っています。

高松市よりも東の地域（香川県では「東讃」といいます。）における司法アクセスの改善にも取り組んでいます。具体的には、2018年から、巡回相談を開始しました。東讃地域の社会福祉協議会を法テ

ラスの指定相談場所として、当該地域にお住まいの方を対象に法律相談（1か月に1回）を実施しています。巡回相談を通じて、少しでも司法アクセスの改善を図りたいと考えています。

地方事務所と協力し、地方協議会を定期的に開催しています。少しでも多くの関係機関の方々に法テラスについて知ってもらうためです。あわせて、講演依頼の申し込みにも対応しています。自治体の方々や福祉関係者の方々からの依頼で、業務説明や法律知識等に関する講演を行っています。これらの取組から、少しでも多くの方々に相談できる場所があることを知っていただきたいと考えています。

このように、少しずつではありますが、これからもニーズを掘り起こして新たな取組につなげていきたいと考えています。

4 おわりに

法テラス香川では、本所型の法律事務所として、民事事

件や刑事事件を取り扱いながら、日々、関係機関の方々と連携して、社会の法的ニーズを掘り起こし、それに対応するための取組を行っています。

そのような活動を通して、香川県内においても、私たちスタッフ弁護士にできることはまだまだたくさんあると実感しています。今後も、スタッフ弁護士として、そのようなニーズに対して何ができるのか、考えていきたいと思っています。

スタッフ弁護士に興味のある方は、法テラスのホームページから、スタッフ弁護士採用サイトやスタッフ弁護士のFacebookページをご覧ください。



本稿執筆時の事務所のメンバー（前列右が筆者）

狩野さんへ

黒いアメ車から降りてきたのは、頭をオールバックできめた色黒の大男だった。隙のない目つきで周囲を見渡し、こちらに気付くと、その巨体を揺らしながら近づいてきた。「おはようございます。狩野です。」と笑みを浮かべながら話しかけてきたが、もはやその笑みすら恐怖であった。最近のスタ弁は銃でもさばくのか、そう思ったが、無論口に出すことなどできなかった。

第一印象こそこのようなものであったが、付き合いえば、その性格は柔和で誠実。仕事も会務も嫌な顔一つすることなく引き受けて、一つ一つ丁寧に処理してくれる。相談者の話も、遮ることなく聞き、依頼者の思いをしっかりと受け止めて事件を進めていく。そのような狩野さんなので、当然、次から次へと仕事が回ってくる。

本当によくやっていると思います。地元の福祉関係者からも、狩野さんの親しみやすい人柄とやさしさを褒める声を耳にします。関係する福祉機関との信頼関係構築のため、多忙を理由に断ることもせず、無理を重ねていることと思います。その姿勢のまま頑張り続けて欲しいのですが、体をこわしはしないか、心配になります。無事之名馬、という言葉もあります。もう少しペース（あと体重も）を落として、長く走り続けてください。これからもこの町香川のために。

From 松井 創（香川県弁護士会会員）